

企業報告における非財務情報の重要性評価 ～企業価値向上との関わりについての考察～

公認会計士 やまだ のりひさ 山田 訓久

1. はじめに

企業が開示する情報には、財務諸表をはじめとする財務情報と、財務情報以外の非財務情報がある。このうち非財務情報は、企業概要（所在地、グループ企業、地域展開、製商品・サービス内容、従業員情報等）、企業のビジネスの状況、リスク情報、経営戦略、コーポレート・ガバナンス等さまざまである。また、財務情報は定量情報が主となるのに対し、非財務情報は定量情報もあるものの、定性情報も多く、情報の重要度を定量的に判断するのが困難である、あるいは、異なる種類の定量情報間での重要性をどのように比較するのかという課題がある。

また、企業の活動内容は千差万別であり、置かれた環境もそれぞれ異なることから、ステークホルダーも一様ではない。したがって、どのような非財務情報が、どのステークホルダーに対して重要な情報であるかについての決定には、ステークホルダーの特性も影響を及ぼす。

本稿では、非財務情報における重要性の決定のあり方や企業経営との関連について、関連する動向を踏まえつつ考察する。

2. 重要性（マテリアリティ）とは

財務諸表における重要性について、「財務報告に関する概念フレームワーク」は、「情報は、その脱漏又は誤表示により、特定の報告企業に関する財務情報に基づいて利用者が行なう意思決定に影響する可能性がある場合には、重要性がある。」（QC11項）と定義している。

非財務情報の開示にかかる重要性の考え方を明確にするため、最初に、国際統合報告評議会（以下、「IIRC」）の「国際統合報告フレームワーク」（以下、「FW」）における重要性をとりあげる。次いでグローバル・レポートング・イニシアチブ（以下、「GRI」）が公表しているESG（環境、社会、ガバナンス）情報の開示ガイドラインの最新バージョンであるG4における重要性をとりあげ、両者の類似点、相違点を明確にする。

なお、非財務情報の開示に係る「重要性」という言葉には、重要性の判断のための閾（しきい）、ま

たは、重要性の決定プロセスで重要と決定された具体的テーマが含まれる。本稿の以下の部分ではこれらを「マテリアリティ」と呼ぶことにする。

3. IIRC FWによる重要性とその決定プロセス

IIRC FWでは、重要性は統合報告の指導原則のひとつとされ、「統合報告書は、組織の短、中、長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する情報を開示する。」（FW 3.17項）としており、企業の長期にわたる価値創造能力に対する影響を軸としていることが特徴である。ここでいう価値は、利益や会計上の純資産だけでなくその他の有形・無形（人材、知的資産、社会とのつながり等）の経営資源にも関連する概念である。

FWで提唱されている、統合報告書の作成と表示を目的として重要性を決定するプロセスは、大きく分けて次の4つのステップから構成される（FW 3.18項）。

- 関連性のある事象の特定
- 重要度の評価
- 重要度を有する事象の優先付け
- 開示する情報の決定

各ステップの内容は以下のとおりである。

(1) 関連性のある事象の特定

関連性のある事象とは、組織の価値創造能力に影響を与える、又は影響を与える可能性のある事象である。これは、組織の戦略、ガバナンス、実績又は見通しに与える影響について検討することによって決定される（FW 3.21項）。

(2) 重要度の評価

関連性のある事象の全てに重要性があると考えられるわけではない。統合報告書に含まれるためには、長期的な価値創造に与える影響の大きさを評価（必ずしも定量化は求められない）し、その事象が発生するかどうか不確実な場合には、その事象の発生可能性を評価することが必要となる（FW 3.24項及び3.26項）。

(3) 重要度を有する事象の優先付け

重要度を有する事象群を特定した後、影響の大きさに基づいてそれらの事象を優先付けする。これは事象の報告方法を決定する際に最も重要度の高い事象に焦点を当てることに役立つ（FW 3.28項）。

(4) 開示する情報の決定

重要性のある事象に関して、どのような情報を開示するかを決定する。その判断に当たっては、内部、外部双方からの様々な視点から考慮されることが求められ、特に投資家等のステークホルダーとの定期的なエンゲージメントが手助けとなる（FW 3.29項）。

以上、各ステップを見てきたが、ここで留意が必要なのがバウンダリー（報告境界）である。バウンダリーとは開示情報の範囲のことであり、財務報告では子会社・関連会社といった資本関係を基本としたグループがバウンダリーとなる。一方、統合報告やサステナビリティ報告では、こういったグループ企業以外の組織やステークホルダーの活動が報告企業の価値創造に影響を与える場合には、グループ内だけでなく、グループ外の組織の活動についても関連性を有することとなる場合がある。

4. GRI G4による重要性とその決定プロセス

次に、サステナビリティ報告のガイドラインとしてデファクトスタンダードとなっているGRI G4が提唱する重要性とその決定プロセスの全体像を概観する。

GRI G4でも、マテリアリティはサステナビリティ報告の原則のひとつとされ、あるテーマがサステナビリティ報告書に取り上げるのに十分な重要性を持つかどうかの閾値である（GRI G4 4.1項）、としている。

具体的には、サステナビリティ報告書では次の2点のいずれかに該当するテーマを取り上げるべきであるとされている。

- 組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映している
- ステークホルダーの評価や意思決定に実質的な影響を与える

GRI G4のマテリアリティの特徴は、企業が経済、環境、社会への影響、並びにステークホルダーの意思決定への影響を評価の軸にしている点にあるといえる。

(1) ステップ1：特定

企業のすべての活動、製品・サービス等に関連の

ある経済、環境、社会影響、あるいは、組織がステークホルダーの評価及び意思決定に与える影響に基づいて、関連性のあるテーマを特定し、テーマごとに影響が発生する場所を考慮してバウンダリーを特定する。ここでのバウンダリーも、IIRC FWと同様、資本関係のない組織やステークホルダーであっても、経済、環境、社会、並びにステークホルダーの評価と意思決定に影響するものは検討の対象範囲内である。

(2) ステップ2：優先順位付け

ステップ1で特定した各テーマを次の項目で評価する

- 組織が経済、環境、社会に及ぼす影響の大きさ
- ステークホルダーの評価及び意思決定への影響

(3) ステップ3：妥当性確認

ステップ2で重要と判断したテーマを種々の観点から見て、報告書が組織の経済、環境、社会影響の著しさを合理的に、かつバランスよく反映し、ステークホルダーが組織のパフォーマンスを評価できるようにしているかを確認する。また特定された重要なテーマに対応して具体的な開示情報を紐付ける。

(4) ステップ4：レビュー

サステナビリティ報告書作成後、重要とされたテーマについてステークホルダーからの意見を聞くなどの振り返りを行い、次年度の参考として活かす。

5. IIRC FWとGRI G4の重要性の類似点と相違点

以上見てきたように、IIRC FWとGRI G4のマテリアリティの決定プロセスは、いずれも①関連する事象を特定し、②事象の重要度を評価し、③事象の優先付けをするという流れがある点で共通している。またステークホルダーの関心を考慮する点、不確実性がある場合にはこれを考慮する点や、報告企業に直接的に影響がない事象であっても、ステークホルダーへ及んだ影響が間接的に報告企業に作用する場合にその間接的な作用を考慮する点なども同じである。

しかしながら読者（ステークホルダー）が異なることによって重要度の評価の際の重み付けが異なることにより、重要性の決定結果に相違点が生じうる。実際に、統合報告書とサステナビリティレポートでは記載事項が大きく異なっている事例がある。

この点について、GRIと社会的責任投資に関連する調査・格付会社RobecoSAMが興味深い調査を実施している。GRIガイドラインに沿って決定されたマテリアリティと、投資家目線で決定したマテリアリティを、2つの業種に関して比較し、差異があ

るかについての共同調査を実施したもので、2015年4月に調査報告書を公表している。当該調査報告書では、GRIガイドラインに沿って決定されたマテリアリティと、投資家目線で決定したマテリアリティの間には一致する点が多いと結論付けているが、2つの業種を見ると、統合報告書とサステナビリティレポートとでは、記載事項に明らかな違いがみられる。

また、GRIは、今後10年間に企業はどのような課題をかかえ、サステナビリティ情報の開示がどのように影響を受けるかを予測する“Reporting 2025”プロジェクトを開始している。その初回報告書（2015年春公表）では、サステナビリティ情報の開示が投資家の利益にフォーカスしたものになりつつある傾向を認識し、さらにこの点について今後深掘りした調査結果を報告するとしている。

環境や社会の課題を解決する場合においても、投資家の強い影響力を考慮する必要があるとの考えが働いているものと思われる。

このように、GRIも投資家を重視する姿勢を見せていることから、今後マテリアリティが投資家目線にシフトすることで、サステナビリティ報告が統合報告に接近していく動きも予想される。

6. 経営とのかかわり

政府は、「日本再興戦略」で、民間の力を最大限引き出すことを成長の道筋の1つとして示し、その中で株主等が企業経営者の前向きな取組を積極的に後押しするようコーポレートガバナンスを見直し、日本企業を国際競争に勝てる体質に変革することを計画し、具体的な施策として、スチュワードシップ・コードと、コーポレートガバナンス・コードの設定を行った。

「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）は、機関投資家と投資先企業との間で建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）が行われることを促すことを目的としており、これにより企業価値の向上や持続的成長が促進され、機関投資家の顧客・受益者の中長期的な投資リターン拡大が図られることが意図されている。この対話はIIRCやGRIが言うところのステークホルダー・エンゲージメントの一態様であるといえるが、これまで解説してきたマテリアリティは企業と投資家の対話に際してのアジェンダを提供するものとなる。

したがって、スチュワードシップ・コードの観点

から見てもマテリアリティは開示情報の受け手（読者）と企業双方にとって重要な事項であることが必須であり、これを満たすためにはマテリアリティの決定プロセスが、企業が開示する情報を決定する目的に限定されたものではなく、企業経営そのものに根ざしたものでなくてはならない。IIRC FWでも、「重要性決定プロセスを最も効果的なものとするために、当該プロセスを組織の経営プロセスに統合するとともに、財務資本の提供者などとの定期的なエンゲージメントを実施（FW 3.20項）」することが重要であるとしている。

より具体的には、マテリアリティは企業が行うリスクマネジメントや戦略と必然的に整合している必要がある。例えば、情報開示のためにマテリアリティを検討した際に重要な漏れなどが発見された際には、これを経営にフィードバックする仕組みが整備・運用されていることが必要である。したがって、マテリアリティの決定も、企業のマネジメントやガバナンスに責任を負う者の責任のもと実施される必要がある。

わが国では、金融庁、東京証券取引所から公表されたコーポレートガバナンス・コードが2015年6月に発効したが、原則2-3及び補充原則2-3①（図表1参照）では社会・環境をはじめとするサステナビリティをめぐるとの対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、取締役会が取組みの検討に關与すべき旨要請されている。この要請に対応するための具体策を検討するにあたって、マテリアリティ及びその決定プロセスが役立つと考えられる。

また、マテリアリティと経営成果の関連を示す研究結果として、Global Initiative for Sustainability Ratings（GISR）のメンバーとハーバードビジネススクールの教授が、マテリアリティと企業業績の関連についての調査報告書を発表している*1。当該報告書では、重要課題（マテリアリティ）対応のパフォーマンス（例えば温室効果ガスの削減など）が良かった企業は、重要課題対応のパフォーマンスが悪かった企業より大幅に株価パフォーマンスが良かったとし、また、最も業績が良いのは、重要課題のパフォーマンスが良く、重要でない課題のパフォーマンスが悪い企業だった、としている。当該調査では株価パフォーマンスが企業価値の代理変数になっているが、企業価値への影響度の高い事象をマテリアリティとして正しく識別した企業が、効果的な資源配分を行うことが可能となり、企業価値の向上につながられているということができよう。

*1 “Corporate Sustainability: First Evidence on Materiality” Mozaffar Khan, George Serafeim, and Aaron Yoon 2015 http://ratesustainability.org/wp-content/uploads/2015/04/Serafeim_etal_Corporate_Sustainability.pdf

図表1 コーポレートガバナンス・コードにおける要請（抜粋）

【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

【補充原則2-3①】

取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

7. おわりに

以上、マテリアリティは、非財務情報の開示に関わる重要な要素であり、その考え方をIIRC FWとGRI G4を例にして説明してきた。両者のマテリアリティは想定する読者に相違点があることから、マテリアリティの決定プロセスや決定されたマテリアリティにも差異が生じうるが、この2つは大局的なレベルでは目的やプロセスは同様といってもよく、

今後はさらに接近していくと考えられる。

また、スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの発効も影響して、マテリアリティが経営と統合したものであることの必要性はますます高まっていることを解説した。企業経営と、サステナビリティ報告を含めた企業報告が今後より一体化していくことが予想される。

以上

『トーマツ統合報告&サステナビリティ関連』のお問い合わせ先：

ご意見・お質問はホームページ (<http://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/strategy/solutions/cc/corporate-communications.html>) のお問い合わせフォームをご利用、又は、統合報告アドバイザー室 (03-6213-1540) までご連絡ください。

トーマツ企業リスク研究所 季刊『企業リスク』のご案内

<http://www.deloitte.com/jp/book/er>

トーマツ企業リスク研究所では、企業を取り巻くさまざまなビジネスリスクへ適切に対処するための研究活動を行っています。季刊誌「企業リスク」は、その研究成果や、各種リスクに関する実務経験を備えた専門家（研究所所属）の知見をお届けする専門誌です。最新号の試読も承っておりますので、是非この機会にお試しください。（お一人様一回限り）

〈最新号 第48号（2015年7月号）掲載内容〉

- **インタビュー** 特定個人情報保護法委員会 委員長 堀部 政男 氏
個人情報・プライバシーへの取り組みの遅れが産業界のリスクに？
- **特集** リスク管理の観点からみるM&A
- **研究室**
マイナンバー導入にあたって企業や地方自治体等に求められる対応
日本の新しい温室効果ガス削減目標について
中国における贈収賄リスク
- **連載**
グローバルビジネスリスク最前線：地域別にみる労務リスク
企業リスクの現場：不測の事態に備えろ！企業の事業継続について考える
企業リスク海外事情：ミャンマーは本当にフロンティアか？
サイバーセキュリティ先端研究所 連載：サイバー金融犯罪最前線 ～拡大するアンダーグラウンド市場と脅威

お問合せ先 トーマツ企業リスク研究所 Tel:03-6213-1113 E-mail:risk-magazine@tohmatu.co.jp